

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年4月から新ルール

くろまぐろ釣りに届出制導入

30キログラム以上のくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、令和8年4月から届出制が開始されます。届出対象ごとに受付期間が定められておりますので、期間内にシステムから届出を行ってください。

届出対象・届出期間

- ① 遊漁者（釣り人）…最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前まで
- ② 遊漁船業者…令和8年1月1日から令和8年3月20日まで
- ③ 遊漁船以外の船舶を運航する者…令和8年1月1日から令和8年3月20日まで



下瀬 環 沖縄さかな図鑑
(沖縄タイムス社)

くろまぐろ
釣りに行く
なら
届出を



広域漁業調整委員会指示に基づく届出をせずにくろまぐろを採捕したこと等が確認された場合は、この指示に従うべき旨の命令（裏付命令）が発出され、この命令に従わない場合には、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。

▲届出はシステムから可能です。詳しくはこちら。

クロマグロ 遊漁

検索

水産庁

【お問合せ先】
水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL : 03-3502-8111 (内線6705)

釣り人、遊漁船業者、
プレジャーボート等を運航する皆様へ

令和8年
4月から

くろまぐる釣りに



下原 啓 沖崎さかな図
画 (沖崎タイムズ社)

届出制を導入!!

くろまぐる（大型魚）の採捕を目的とした遊漁については、令和8年4月から広域漁業調整委員会指示に基づき届出制が開始されます。

定められた期間内にシステム（インターネット/LINE）から申請を行ってください。

遊漁者

届出対象：くろまぐる（大型魚）釣りをしようとする**全ての遊漁者**

受付期間：令和8年1月1日から最初にくろまぐる（大型魚）を
採捕しようとする日の**1営業日前まで**

遊漁船業者

届出対象：くろまぐる（大型魚）の採捕を目的として
遊漁者を漁場に案内しようとする全ての遊漁船業者

受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日まで**

プレジャー ボート等 運航者

届出対象：くろまぐる（大型魚）の採捕を目的として

(1)遊漁者を漁場に案内しようとする

(2)自ら漁場に赴こうとする

全てのプレジャーボート等の船舶運航者

受付期間：令和8年1月1日から**令和8年3月20日まで**

なお、届出をせずにくろまぐるを採捕したこと等が確認された場合は、農林水産大臣から広域漁業調整委員会指示に従うべき旨の命令(裏付命令)が発出されます。当該命令に従わない場合は、漁業法第191条に基づき、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が適用されます。



水産庁

クロマグロ 遊漁

検索

【お問合せ先】水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室
TEL：03-3502-8111（内線6705）



届出制の詳細は
こちら

⚠ クロマグロ釣り ⚠

令和8年4月以降、ルールが変わります！

大型魚(30kg以上)の釣りに関する変更点

① 持ち帰ることができる尾数は

1人 各期間 に1尾まで

各期間: 4・5月、6・7月、8・9月、
10・11月、12・1月、2・3月

ルールの詳細
はここを確認



② クロマグロ釣りは 届出 を
行わないとできません！

● 陸揚げ後の報告は 翌日 まで

● 小型魚(30kg未満)の釣りは
周年禁止！

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

▶ 意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111(内線6705)